

『大阪府域道路啓開協議会』を設立!

H29.11.28

国土交通省 近畿地方整備局
大阪国道事務所

～大規模災害時の救助・救援活動に必要な道路の通行を確保～

南海トラフ地震に伴う津波被害や上町断層帯による直下型地震などの大規模災害に対して、行政機関及び関係業団体等の連携・協力による、道路啓開を迅速かつ着実に推進することを目的に、道路法第28条の2に基づく「大阪府域道路啓開協議会」を設立し、第1回協議会を開催しました。

- ◆日 時:平成29年11月28日(火) 14:00～15:00
- ◆場 所:大阪合同庁舎第1号館 第1別館 大会議室
- ◆参加機関:近畿地方整備局道路部、近畿地方整備局港湾空港部、大阪府、大阪市、堺市、大阪府警本部交通部、西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、陸上自衛隊第三師団司令部、(一社)日本建設業連合会関西支部、(一社)大阪建設業協会、(一社)日本道路建設業協会関西支部、関西電力(株)、西日本電信電話(株)大阪支店



橋本道路部長の挨拶



協議会開催状況



有田大阪国道事務所長による資料説明

今回の協議会での主な承認事項

1. 道路法第28条の2に基づき『大阪府域道路啓開協議会』を設立
2. ア. 啓開ルートを選定
広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)を道路啓開のルートとする。
イ. 主要拠点を選定
中央防災会議幹事会「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で定められた基幹的広域防災拠点や、「大阪府地域防災計画」に定められた広域防災拠点等を主要拠点とする。
ウ. 道路啓開の目標
発災後72時間以内に広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)の啓開を完了。

今後の検討項目

- ①. 被災想定と必要な資機材
- ②. その他の拠点選定と道路啓開ルートの優先順位
- ③. 関係機関との指示・連絡系統
- ④. 具体的な連絡方法(手段)
- ⑤. 各機関毎の行動計画(タイムライン)
- ⑥. 啓開担当業者の担当区間
- ⑦. 被災情報の情報収集
- ⑧. 道路利用者への通行可能箇所の提供方法